

## 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた 預金規定改定のお知らせ

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、以下の規定を2019年9月2日より改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

### 1. 改定する規定

- ・預金共通規定
- ・外貨預金規定
- ・一般当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

### 2. 改定内容

以下の条項を新設・追加・変更します。預金共通規定以外の規定においても同様の改定を行います。

#### 預金共通規定（抜粋）「取引の制限等」条項の新設

##### 第8条 【取引の制限等】

- （1）当金庫は、預積金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預積金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預積金者の回答、具体的な取引の内容、預積金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- （3）前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預積金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 預金共通規定（抜粋）「預積金の払戻し、解約、書替継続等」条項での変更・追加（下線部を変更・追加します。）

##### 第9条 【預積金の払戻し、解約、書替継続等】

- （1）および（3）～（5）（省 略）
- （2）前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。  
次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預積金取引を停止し、または預積金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。

なお、通知して解約する場合、到達のいかんにかかわらず、通知を届出のあった氏名、住所あてに発信した時に解約されたものとします。

①（省 略）

②この預積金の預積金者が、第7条第1項に違反した場合

③（省 略）

④取引時確認においてなりすましが行われた場合、法令等で定める本人確認等の確認を行うにあたって預積金者について確認した事項または前条第1項にもとづき預積金者が回答又は届出した事項が虚偽であることが明らかになった場合

⑤この預積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

預金共通規定（抜粋）「届出事項の変更、通帳の再発行等」条項での変更（下線部を変更します。）

第5条 【届出事項の変更、通帳の再発行等】

（1）通帳、証書または印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって口座開設店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（2）～（3）（省 略）

※本条項の変更について、一般当座勘定規定および当座勘定規定（専用約束手形口用）は対象外です。

※改定後の預金共通規定は、[こちら](#) をご覧ください。